

草津町収納代理金融機関の指定取消について

この度、株式会社みずほ銀行からの申し出を受け、令和5年4月1日付けで草津町収納代理金融機関の指定を取り消すこととなりました。

このため、令和5年4月1日以降、みずほ銀行窓口では、手数料が無料の「公金収納の取扱い」ができなくなります。みずほ銀行の窓口で町税、保険料等の取扱いをお願いした場合、別途手数料（お客様負担）の支払いが必要となりますのでご注意ください。

※令和5年3月31日までに送付（発行）された納付書を使用して、令和5年4月1日以降、みずほ銀行窓口で納付される場合も手数料が必要となります。

令和5年4月1日以降の収納取扱い金融機関（取扱手数料無料）は次のとおりです。

指定金融機関

- ・群馬銀行

収納代理金融機関

- ・東和銀行
- ・ぐんまみらい信用組合
- ・北群馬信用金庫
- ・ゆうちょ銀行（郵便局） ※指定された納付書のみ納付可能です。

お問い合わせ先

草津町役場税務課

〒377-1792

群馬県吾妻郡草津町大字草津28番地

TEL：0279-88-7186（DI）

FAX：0279-88-0002